

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 3 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 2 年 11 月 20 日、八雲町大新 6 番地 5 の八雲町スポーツ公園において、陸上競技場に自生している防風林が強風により根元から倒れ、隣接する航空自衛隊八雲分屯基地所有の土地に設置されている金網柵を破損し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 717 条第 2 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 369,600 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町緑町 34 番地
航空自衛隊八雲分屯基地司令 柿 脇 一 穂 |